

重要

令和2年6月4日

会 員 各 位

一般財団法人 長野県剣道連盟
会 長 加 瀬 浩 明
(公印省略)

「対人稽古自粛のお願い」解除に伴う稽古再開について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。

さて、一般財団法人全日本剣道連盟(以下、全剣連)より、6月4日付で「対人稽古自粛のお願い」の解除について通達がありました。

会員の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、これまで対人稽古の自粛を余儀なくされていたことと存じます。また、本連盟の諸行事につきましても、感染拡大状況を鑑み中止または延期をせざるを得ない状況でありました。会員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしております。

全剣連の通達では6月10日に稽古自粛解除となっております。すぐにも対人稽古を再開したいところかと存じますが、剣道の稽古はいわゆる「3密(密閉・密集・密接)」に該当する恐れがあり、新型コロナウイルスの感染源となりうる口からの飛沫飛散が非常に多いという事実がございます。現状では本県において感染拡大を防ぐことができいておりますが、今後第二波が生じる可能性も考えられます。

つきましては、稽古再開について、下記の点に十分注意して慎重に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(以下「全剣連ガイドライン」6/4付)に沿って、

- 本県剣道界から新たな感染者を出さないようにする
- 再度、対人稽古自粛とならないようにする

以上の2点を基本方針として対人稽古を再開する。

- 1 各個人、団体において「全剣連ガイドライン」を熟読する。
- 2 本県は広範囲で、地域における感染状況が異なるため、各団体において稽古再開の計画を立てる。
※会員が児童、生徒、学生の場合は「学校の新しい生活様式(文部科学省)」の趣旨を尊重すること
- 3 6月10日に対人稽古自粛解除にはなるが、2カ月間の自粛による体力低下、第二波の懸念を考慮し、6月中の稽古は「トレーニング」「素振り」を中心に行う。
- 4 7月5日ごろより面をつけての稽古が再開できるように計画を立てる。
※「面マスク」を必ず着用する、「シールド」を着用する(推奨)
→詳細は別紙参照

なお、6月10日までに本県において新型コロナウイルス感染症感染拡大第二波が来た場合は、県剣連HPに掲載いたします。

以上

一般財団法人 長野県剣道連盟
専務理事 塩崎 正昭
〒380-0844 長野市諏訪町 503
TEL 026-237-8939 FAX 026-235-8266